厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等に おける新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。)において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしましたので、御了知いただくとともに、 貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いします。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び 第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地 域について」(令和 2 年 3 月 26 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)は本日をも って廃止します。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の(4)イ及びウで示されている「W HOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イスラエル、イタリ

ア、イラン、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国 (香港及びマカオを含む。)、チリ、ドイツ、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、バチカン、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ポーランド、マルタ、マレーシア、モナコ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク及びルーマニアとする。

2 適用日等

令和2年4月3日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7 指定感染症」の(4)イ及びウについて「発症前14日以内にアイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国(香港及びマカオを含む。)、チリ、ドイツ、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、バチカン、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ポーランド、マルタ、マレーシア、モナコ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク及びルーマニアに渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。